

# 会 則

(名称)

第1条 本会は と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互に協力し、 することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) に関する活動
- (2)
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 会員は、本会の目的に賛同し入会した者とし、脱退は妨げないものとする。

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、会計の役員は、総会において選出する。

2 役員は、会員の互選によって定める。

- (1) 会長 名
- (2) 副会長 名
- (3) 会計 名
- (4) 監事 名

(総会)

第7条 総会は、年一回会長が招集する。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 活動計画に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) 会則に関すること。
- (5) その他会務運営上必要な事項

(経費)

第8条 会の運営に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第9条 会費は、会員1人につき、年額 円とする。

(会計年度)

第 10 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日とする。

(細則の制定)

第 11 条 本会則施行のため必要な細則は、会員の総意によって定める。

附則

この会則は、令和 年 月 日から施行する。